

横浜市におけるネーミングライツ(施設命名権)の導入促進に向けて 事業者の皆様と「対話」を実施します ～サウンディング型市場調査の実施～

横浜市では、平成17年に初めてネーミングライツ(施設命名権)を導入していますが、本市、スポンサーとなる事業者等の皆様、市民の皆様のそれぞれにとってメリットとなり、地域活性化にも寄与できるものとなるよう、更なる導入促進に向けた検討を進めています。

そこで、本市公共施設等へのネーミングライツの導入可能性等について、事業者の皆様との「対話」を通じて、制度全般から個別対象施設における導入の可能性や適正なネーミングライツ料の価格水準、スポンサーメリット、募集条件等について、自由かつ実現可能な活用アイデアを広くお聞きする「サウンディング型市場調査」を実施し、今後の導入促進に向けた検討の参考としますので、ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

1 対話参加の申込み(事前申込制)

別紙「(様式1) エントリーシート」に必要事項を記入し、Eメールへ添付の上、期間内に申込先へご提出ください。なお、件名の頭に「【対話参加申込】横浜市ネーミングライツサウンディング調査」と記載してください。

- (1) **申込期間** 令和6年2月16日(金)14時 から 3月6日(水)17時 まで
(2) **申込先** E-mail: ss-koukoku@city.yokohama.jp

2 対話の実施(アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に行います。)

- (1) **実施期間** 令和6年3月11日(月)～3月15日(金)
1事業者につき30～60分程度
(2) **場 所** 横浜市役所会議室
※ オンラインによる対話を希望される場合は、申込時にお知らせください。
(3) **対 象 者** (下記「6(5)参加除外条件」もあわせてご確認ください。)
本市ネーミングライツ事業のスポンサーとなる意向や関心を有する事業者あるいは広告代理店等
※ 市内・市外の事業者等を問いませんが、個人は対象となりません。

(4) 事前ヒアリングシートの提出

別紙「(様式2) 事前ヒアリングシート」に必要事項を記入し、Eメールへ添付の上、提出期限までに提出先へご提出ください。なお、件名の頭に「【事前提出】横浜市ネーミングライツサウンディング調査」と記載してください。

- ア 提出先 E-mail: ss-koukoku@city.yokohama.jp
イ 提出期限 令和6年3月6日(水)17時

3 対話の目的及び対象施設の概要

(1) 背景・目的

横浜市では、平成17年に初めてネーミングライツ(施設命名権)を導入し、その後、現在では15施設に拡大しています。こうした中、市政を取り巻く状況として、今後、人口減少と高齢化の進展等により、厳しい財政状況となることを見込まれており、安定した行政サービスを提供し続けられるよう、新たな財源確保等により持続可能な市政運営を行っていくことが求められています。

本市公共施設については、施設老朽化の進展に伴い、保全更新にかかるコストの増加が見込まれており、安定的な施設運営を行っていく必要性や、民間活力の導入による地域・施設活性化の観点からも、ネーミングライツの導入促進に向けた検討を進めています。

今後、ネーミングライツ事業のスポンサー公募に先立ち、事業者等の皆様との「対話」を通じて、制度全般から事業実施の可能性や価格水準、募集条件等、検討の際の参考とすることを目的としています。

(2) ネーミングライツ（施設命名権）とは

市と民間団体等との契約により、市の施設等に愛称等を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を得て、施設の持続可能な運営に資する方法です。

ネーミングライツにより市が得た対価については、基本的に施設の運営・管理に役立てることにします。

(3) 本市におけるネーミングライツ制度

下記「4 対話にあたっての前提条件」に記載のとおり、ネーミングライツの導入を円滑に進めるため、ネーミングライツ導入に関する規程を制定しています。当該規程を含めた本市における制度全般に関し、他都市等での事例なども踏まえた見直しを検討する際の参考とすることも目的としています。

(4) 個別対象施設の概要（別紙「個別対象施設における詳細情報」参照）

No.	施設名称 (施設分類)	施設概要	施設所管課 連絡先
1	横浜美術館室場 (文化施設) 【2施設】 ※美術館のうち 一部施設が対象	【対象施設】 ①ギャラリー9：グランモール公園美術の広場に面した無料で入れる展示室。ガラス張りです外から作品鑑賞可能。 ②グランドギャラリー：広々とした吹き抜けのエントランス、左右に広がる階段状の展示空間からなる、横浜美術館のシンボルともいえるスペース	にぎわいスポーツ文化局 文化振興課 045-671-3714
2	市営プール (港南プール他) (スポーツ施設) 【4施設】	市内にある、屋内・屋外（一部のみ）のプール施設 【対象施設】 港南プール、保土ケ谷プール、旭プール、都筑プール	にぎわいスポーツ文化局 スポーツ振興課 045-671-3288
3	たきがしら会館 (スポーツ施設)	体育室・武道場・トレーニング室・ホール・会議室などを備えた文化・体育施設	にぎわいスポーツ文化局 スポーツ振興課 045-671-3288
4	鶴見川漕艇場 (スポーツ施設)	水に親しむ市民利用施設として、市民の健全な体力づくりと市民スポーツの振興に寄与するために作られた漕艇場。鶴見川でボート・カヌーを楽しむことが可能。	にぎわいスポーツ文化局 スポーツ振興課 045-671-3288
5	横浜市スポーツ 医科学センター (スポーツ施設)	内科・整形外科・リハビリテーション科や各種検査などを行う「クリニック（診療所）」、アリーナ（体育館）・トレーニングルーム・25m室内プールなどの「運動施設」、研修室・会議室などの「研修施設」を完備	健康福祉局 健康推進課 総括担当 045-671-2451
6	新横浜公園 バスケットボール広場 (スポーツ施設)	新横浜公園内にある無料で利用できるバスケットボール広場	環境創造局 公園緑地管理課 045-671-2642
7	男女共同参画 センター横浜 (市民利用施設)	男女共同参画を推進するための拠点施設として、生活や仕事で抱える悩みに関する相談、女性の生活設計・就業支援の講座、心とからだの健康に関する講座などを実施。また、男女共同参画に関する図書等を中心に収集し、貸出するほか、ホール、生活工房、和室、フィットネスルーム、音楽室、多目的スタジオなどを備え、市民が利用しています。	政策局 男女共同参画推進課 045-671-2017

番号	施設名称 (施設分類)	施設概要	施設所管課 連絡先
8	横浜ふるさと村 総合案内所 (市民利用施設) 【2施設】	ふるさと村を訪れる市民に地域の案内を行うとともに、村の農業・自然・農村文化を紹介し、都市部と農村部との交流を図ることにより、地域農業をさらに活性化するための拠点施設。ホールギャラリー・展示コーナー研修室農産加工室・料理実習室などの施設。 【対象施設】 寺家ふるさと村「四季の家」、舞岡ふるさと村「虹の家」	環境創造局 農政推進課 地域づくり担当 045-671-2608
9	旧老松会館 (市民利用施設)	施設1階に、事務室・ラウンジ・スタジオ・コミュニティーーム、2階に、ホール・和室を備えた集会施設	にぎわいスポーツ文化局 創造都市推進課 045-671-3868
10	歩道橋 (道路施設) 【6施設】	【対象施設】 山下町歩道橋 ほか5施設	道路局 事業推進課 広告担当 等 045-671-3532
11	水道局関係施設 (その他) 【2施設】	【対象施設】 ①中村管路研修施設(中村ウォータープラザ内) ②施設見学地(源流の森)	①水道局 人材開発課 技能継承係 045-261-4842 ②水道局 水源林管理所 0554-52-2004
12	横浜市衛生研究所 (その他)	科学的・技術的支援機関として、市民生活に密着した健康・安全・安心に関する試験検査や調査研究等を通して健康危機管理の一翼を担うと共に、横浜市感染症情報センターとして、病原体の検査、地域の患者情報及び病原体情報の収集・解析・公表を行っています。	医療局 衛生研究所 管理課 045-370-8460
13	資源循環局 関係施設 (都市基盤系建築物等) 【125施設】	【対象施設】 焼却工場、廃棄物最終処分場、資源選別施設、収集事務所、輸送事務所、検認所、公衆トイレ、喫煙所	資源循環局 政策調整課 045-671-2503
14	大気汚染常時監視 施設(大気常時 監視測定局) (都市基盤系建築物) 【20施設】	各区毎に大気環境の状況を測定し、HPでリアルタイムに発信することで、市民の安心・安全に寄与する情報を提供しています。	環境創造局 環境管理課監視 センター 045-671-3507

※ 「個別対象施設の概要」に記載している施設以外にも、ネーミングライツ導入ニーズが高いと思われる施設がある場合には、ご提案いただけます。

(参考として、以下の「横浜市公共建築物マネジメント白書」のページに、オープンデータとして掲載している「公共建築物の施設情報(令和3年度末時点)」をご参照ください。)

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/facility-management/hakusyo/manejiment_hakusho.html

なお、一部対象除外となる施設もあるため、ご提案いただく場合には、2月28日(水)までに政策局財源確保推進課 ネーミングライツ担当(045-671-4809)へご相談ください。

4 対話にあたっての前提条件

(1) ネーミングライツ導入に関する規程

本市では、ネーミングライツの導入を円滑に進めるため、「横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」により、対象施設、提案の内容と審査、意見聴取等の導入に関する手続きなどについて定めています。

詳しくは https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/private-fund/naming-rights/naming-rights.files/0018_20221214.pdf を御確認ください。

(2) 「横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」の主な特徴

ア 対象施設

ネーミングライツを導入する対象施設として、スポーツ施設、文化施設、集会施設、公園など、市の公共的な施設（及びそれらの一部）を想定しています。

なお、市役所・区役所などの庁舎、学校、寄贈品の多い資料館等はネーミングライツの対象施設にふさわしくないものと考えています。ただし、寄贈品の多い資料館等については寄贈者への影響等を十分配慮したうえで、施設所管区局の判断で施設の一部または全体を対象施設とすることを可能とします。

イ スポンサー募集（2つの手法）

(ア) 施設特定募集型

市が選定した施設について、スポンサーの募集を行う場合

(イ) 提案募集型

団体等（事業者等）からの導入施設提案を募集する場合

ウ 関係者及び市民の意見聴取

ネーミングライツの導入にあたっては、市は関係者及び市民の意見を伺います。その方法は、施設の性質や利用者の範囲などに合わせ、様々に工夫して行います。例えば、関係者ヒアリング、ホームページを用いた意見募集、地元説明会、利用者アンケート、有識者への意見聴取などを組み合わせて実施します。

5 対話内容（対話において、お聞きしたいと考えている項目です）

(1) 対話内容

以下の項目について、ご意見・ご提案をお聞かせください。

自ら（広告代理店等の場合はそのクライアント）がネーミングライツ事業のスポンサーとなることを前提とし、実現可能なご意見・ご提案をお願いします。なお、**以下に挙げる「ア 本市ネーミングライツ制度全般」及び「イ 個別対象施設等（※）」の両方、もしくは、いずれか片方に対し、ご意見・ご提案をお願いします。**

あわせて、「イ 個別対象施設等」については、他都市等と比べた際の優位性や潜在的可能性、ネーミングライツ導入にあたっての課題・問題点など、今後の検討において参考となる事項についてもお聞かせください。

※ 個別対象施設等については、一部の施設のみのご意見・ご提案でも構いません。

ア 本市ネーミングライツ制度全般に対するご意見・ご提案

- ・横浜市におけるネーミングライツ事業の市場性
- ・ネーミングライツ事業自体の進め方（他都市事例など）
- ・事業実施にあたり課題や配慮を要する事項（指定管理者制度導入施設など）
- ・施設の魅力向上や地域貢献・施設活性化につながる提案

- ・応募しやすい募集条件などのアイデア
- ・主な施設用途分類（スポーツ施設、文化施設、公園施設など）ごとの考え
（スポンサー需要、ネーミングライツ料の価格水準、希望契約年数など）
- ・その他

イ 個別対象施設（上記「3（4）個別対象施設の概要」参照）等に対するご意見・ご提案

- ・ネーミングライツ料の価格水準（相場と考える水準）及び希望する契約期間
- ・期待される効果及び希望するスポンサーメリット
- ・施設の魅力向上や地域貢献・施設活性化につながる提案
- ・その他募集条件など

※1 個別対象施設については、一部の施設のみのご意見・ご提案でも構いません。

※2 個別対象施設以外にもネーミングライツ導入ニーズが高いと思われる施設がある場合には、同様に提案いただけます。なお、「横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」に挙げているとおり、市役所・区役所などの庁舎、学校、寄贈品の多い資料館等はネーミングライツの対象施設にふさわしくないものと考えています。

（2）対話の進め方

参加される事業者等の皆様から上記項目に沿ってご説明いただき、それを踏まえて、市側から質問をさせていただきます。一部お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

【市側出席者のめやす】

- ・上記、「5（1）ア」のみのご意見・ご提案…政策局財源確保推進課職員
- ・上記、「5（1）イ」のみのご意見・ご提案…施設所管課職員、政策局財源確保推進課職員等
- ・上記、「5（1）ア及びイ」のご意見・ご提案…政策局財源確保推進課職員、施設所管課職員等

6 留意事項

（1）参加及び対話内容の取扱い

- ・申込多数の場合は、ご意見・ご提案の内容等に鑑み、参加をお断りさせていただく場合等があります。
- ・対話の参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。
- ・対話内容は、今後の検討における参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解ください。
- ・提出資料の著作権は各対話参加者に帰属しますが、返却はいたしかねます。

（2）対話に関する費用

- ・対話への参加に要する費用は、参加事業者等の皆様の負担とします。

（3）追加対話への協力

- ・本調査終了後も必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際には、ご協力をお願いします。

（4）実施結果の公表

- ・対話の実施結果については、概要を市ホームページで公表します。
- ・公表にあたっては、事前に参加事業者等の皆様に内容の確認を行います。
- ・参加事業者等の名称や特定できる情報及び企業ノウハウ等の知的財産に関わる内容は公表しません。

(5) 参加除外条件

- ・次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- イ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
- エ 横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準の規定に違反している事実がある者

(6) 参考情報

政策局財源確保推進課ホームページ（本市ネーミングライツ紹介ページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/private-fund/naming-rights/naming-rights.html>

(7) 今後の想定スケジュール

標準的なスケジュールを記載しています。

※公募対象施設や検討状況などにより異なりますので、あらかじめご了承ください。

※今回のサウンディング調査の結果を踏まえ、各施設におけるネーミングライツ導入促進に向けた検討を進めていきます。

